

事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、都道府県を通じて、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために病床を確保した**医療機関**に対して**病床確保事業に係る交付金を交付**
- ✓ 病床確保事業の対象となる病床は、
 - ①新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるために確保した病床（確保病床）のうち空床となっている病床
⇒患者の入院期間中であって空床でない日は病床確保事業の対象外（入院料等の診療報酬の支払対象となるため）
 - ②新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休止した病床（休止病床）
- ✓ 病床確保料の上限額は、**医療機関の種別、病床区分（例えば確保病床は、ICU、HCU、その他病床）ごとに1日1床当たりの額が定められている**
- ✓ 交付金の交付額は、**1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床や休止病床としていた延べ病床数を乗ずる**などして算定
- ✓ 都道府県は、医療機関から提出を受けた事業実績報告書等の内容を審査して厚生労働省へ提出

検査の結果

- ✓ 13都道府県及び令和2年度に都道府県を通じて交付金の交付を受けた**106医療機関（事業主体）を検査**
- ✓ 患者が入院していて**病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため**交付金が過大に交付されていた
（9都道府県 32医療機関 24億866万円）
- ✓ 病床区分を誤って1日1床当たりの**単価がより高額な病床区分（HCU病床）の病床確保料を適用したため**交付金が過大に交付されていた
（3都県 4医療機関 31億52万円）

発生原因

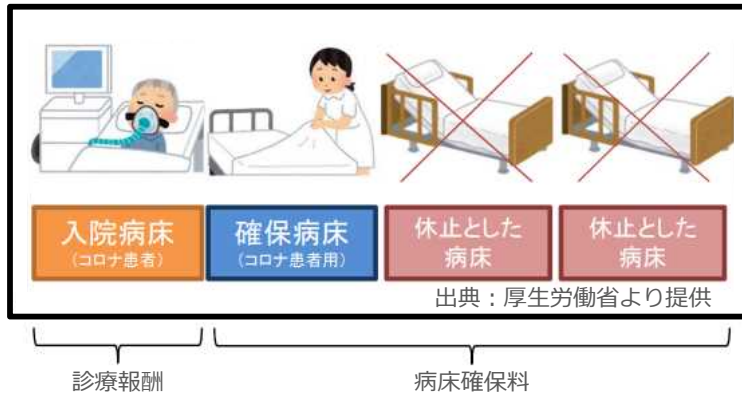
- ✓ 医療機関において、
 - ①**制度の理解が十分でなかった**
 - ②**病床確保事業の対象となる延べ病床数の確認が十分でなかった**
- ✓ 都道府県において、**医療機関から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかった**
- ✓ 厚生労働省において、**都道府県に対する指導が十分でなかった**

病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

病床確保事業の概要

(病床確保事業の対象となる病床)

- ① コロナ患者等を入院させるために確保した病床のうち空床となっている病床
- ② コロナ患者等を受け入れるために休止した病床



患者の入院期間中は入院料等の診療報酬の支払対象となるため、病床確保事業の対象とならない

(病床確保料の上限額)

病床確保料は医療機関の種別、病床区分ごとに1日1床当たりの上限額が定められている

※医療機関の種別は重点医療機関等の4種別、病床区分は確保病床については3区分、休止病床については4区分

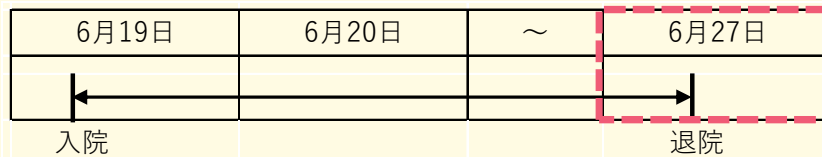
(単位：円/日・床)

病床区分		重点医療機関	
		特定機能病院等	一般病院
確保病床	ICU病床	436,000円	301,000円
	HCU病床	211,000円	211,000円
	その他病床	74,000円	71,000円

検査の結果

延べ病床数を過大に計上したもの
(9都道府県 32医療機関 24億866万円)

(例) 病床確保事業の対象とならない患者の入院期間中に係る病床数(退院日に係る病床数)を延べ病床数に計上していた



退院日当日は、入院料等の診療報酬の支払対象となることから、病床確保事業の対象とならない

延べ病床数に計上

適用する病床区分を誤ったもの
(3都県 4医療機関 31億52万円)

その他病床の病床確保料の単価(71,000円/日)を適用すべき病床に対してHCU病床の病床確保料の単価(211,000円/日)を適用していた

(例) HCU病床に該当するとしていた病床について、看護師の配置状況等を確認した結果、HCUの施設基準に適合していない病床が見受けられた

- ・ HCU病床を50床と報告 ⇒ 実際は16床のみが適合
- ・ HCU病床を100床と報告 ⇒ 実際は28床のみが適合